

受講規約

第1条（適用）

本規約は、崇城大学ドローンセンター（以下「当センター」といいます）が提供する各種講習・研修（以下「講習」といいます）の受講に関する条件を定めるものです。受講申込者は、本規約に同意のうえ申し込むものとします。

第2条（申込および契約成立）

1. 受講申込は、当センターが指定する方法により行うものとします。
2. 当センターが申込内容を確認し、受講受付完了通知を送信した時点で契約成立とします。

第3条（受講料の支払い）

1. 受講者は、当センターが定める期限までに受講料を支払うものとします。
2. 支払方法は当センターが別途定めるものとし、支払手数料は受講者の負担とします。
3. 期限までに支払いが確認できない場合、当センターは受講を取り消すことができるものとします。

第4条（キャンセル・変更）

1. 受講者都合によるキャンセルは、当センターが別途定めるキャンセルポリシーに従うものとします。
2. 日程変更は、当センターが認めた場合に限り対応します。

第5条（講習の中止・変更）

天候、災害、機体の不具合、講師都合その他やむを得ない事由により、当センターは講習内容・日程を中止または変更する場合があります。この場合、当センターは可能な範囲で速やかに受講者へ通知します。

第6条（受講条件）

受講者は以下を遵守するものとします。

- 1) 講師およびスタッフの指示に従うこと
- 2) 法令および安全規則を遵守すること
- 3) 飲酒または薬物の影響下で受講しないこと
- 4) 他受講者への迷惑行為を行わないこと
- 5) 当センターが必要と判断した安全装備を着用すること

第7条（受講拒否・退校）

当センターは、以下の場合に受講を拒否または中止できるものとします。この場合、受講料の返金を行わないことがあります。

- 1) 安全管理上問題がある場合
- 2) 規約違反があった場合
- 3) 虚偽申告が判明した場合
- 4) 講習運営を妨害する行為があった場合
- 5) その他、当センターが講習の継続が困難と判断した場合

第8条（修了証等）

所定の講習課程を修了した受講者に対し、当センター所定の修了証等を発行します。ただし、国家資格試験等の合格を保証するものではありません。

第9条（免責事項）

講習中の事故について、当センターに故意または重大な過失がある場合を除き、当センターは責任を負いません。

第10条（個人情報）

当センターは、受講者の個人情報を適切に管理し、別途定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱います。

第11条（規約変更）

当センターは必要に応じて本規約を変更できるものとします。

附則：2026年04月01日